

社会福祉法人仙台白百合会  
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人仙台白百合会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称は問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会等（以下「会議等」という。）への出席並びに法人・施設の業務に係る出勤のための勤務執行の対価として、報酬を支給することができる。

2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

3 評議員には、定款8条で定める金額の範囲内で、評議員会への出席等に対して報酬を支給することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、施設の業務に係る出勤のための勤務している場合には、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 全理事の報酬総額は、年間200,000円以内とする。

3 全監事の報酬総額は、年間80,000円以内とする。

4 役員及び評議員の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。ただし本人からの申し出があったときは、職務執行の属する月の末日支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 支給にあたっては、所得税法上の給与扱いとし、別表第1及び別表第2は当法人による源泉徴収後の金額とする。

(費用)

第7条 役員及び評議員の費用は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(第三者委員、評議員選任・解任委員の取扱い)

第9条 この法人の第三者委員、評議員選任・解任委員が、会議等へ出席した場合又は法人・施設の業務のための出勤した場合の報酬並びに費用は、この規程における評議員に準じ、別表第2及び別表第3のとおり支給することができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月15日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和元年6月20日(評議員会の議決日)から施行する。

別表第1 非常勤の役員、及び評議員の報酬（第4条第4項関係）

(1) 理事

区 分	日額
理事会等への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

(2) 監事

区 分	日額
理事会等への出席	5,000円
監事監査	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

(3) 評議員

区 分	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表第2 第三者委員及び評議員選任・解任委員の報酬（第9条関係）

区 分	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表第3 費用（第7条第1項関係）

事 項	費用弁償額
会議等への出席 (公共交通機関利用)	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
会議等への出席 (公共交通機関利用なし)	自宅から会議等開催場所への片道距離に応じて、以下のとおり支払うものとする。 2 km以上10 km未満 1,000円 10 km以上 2,000円
県外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費(研修会出席者負担金、資料代等)	職務執行に必要な額